

欧州委員会十分性決定の展望と課題

板倉陽一郎¹³ 寺田麻佑²³

平成 29 (2017) 年 12 月 14 日には日欧間の個人データの移転につき個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員 (司法・消費者・男女平等担当) による共同プレス・ステートメントが公表され、平成 29 (2017) 年 12 月 15 日に妥結した日欧 EPA においても日欧間の自由なデータ流通について重要性が再確認されている。本発表では、欧州委員会からの十分性決定の展望を分析するとともに、十分性決定後の課題を検討する。

Prospects and Challenges of the Adequacy Decision of the European Commission

YOICHIRO ITAKURA¹³ MAYU TERADA²³

On December 14, 2017, a joint statement by Haruhi Kumazawa, Commissioner of the Personal Information Protection Commission of Japan and Věra Jourová, Commissioner for Justice, Consumers and Gender Equality of the European Commission was released for the transfer of personal data between Japan and Europe with the aim to accelerate work towards achieving mutual adequacy findings as soon as possible in 2018. They reaffirmed the importance of this objective especially in light of the finalisation of the negotiations of the Economic Partnership Agreement (EPA) between Japan and the European Union on December 15, 2017. It was announced that by ensuring the free flow of personal data, a simultaneous finding of adequacy will complement and enhance the benefits of the Japan-EU EPA, while strengthening the protection of the fundamental right to privacy. In this presentation, the prospect of adequacy decision from the European Commission will be analyzed and issues after the adequacy decision will be considered.

1. はじめに

平成 29 (2017) 年 12 月 14 日、日欧間の個人データの移転につき、個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員 (司法・消費者・男女平等担当) による共同プレス・ステートメントが公表され、そこでは「相互に十分性 (mutual adequacy) を見出すことを、2018 年のできるだけ早い時期に達成するための作業を加速させること」を目指すことがうたわれた。これをして、日本国内では、何らかの形で日本に対して欧州からの十分性決定^aがなされるのではないかという観測が広がっている。十分性決定とは、EU データ保護指令及びこれに代わる欧州一般データ保護規則において原則として制限されている個人データの越境移転につき、十分なレベルの保護措置を備えた国又は地域について欧州委員会がこれを許すものであり、十分性決定が得られた場合、決定の範囲では欧州 (厳密には、EEA) から日本へのデータ移転が容易になることが期待される。他方、欧州委員会により十分性決定がなされたとしても、これが適切でないと考えるもの (主として欧州市民) がいた場合、更に司法手続等での対応が必要になる可能性がある。

本発表では、上記共同プレス・ステートメントに至るまでの、①改正個人情報保護法における欧州委員会十分性決定の想定、②個人情報保護委員会設置後の欧州委員会との対話を振り返った上で、③十分性決定後に予想される事態を概観することで、十分性決定の展望と課題をみることにする。なお、十分性決定を巡る交渉過程は外交問題に渡るものであり、詳細は公表されていない。そのため、観測はあくまで公表資料によることとなり、実際の外交交渉過程の評価は後年、史料を精査することに委ねられる。

2. 改正個人情報保護法における欧州委員会十分性決定の想定

2.1 「個人情報保護に関する取りまとめ (意見)」(平成 19 年 6 月 29 日国民生活審議会)

我が国の個人情報保護制度の議論において、公式に欧州委員会の十分性決定について意識された文書として、「個人情報保護に関する取りまとめ (意見)」(平成 19 年 6 月 29 日国民生活審議会) [1]が挙げられる。ここでは、「欧州連合 (EU) では、『個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95/46/EC 指令』を採択している。この指令において、構成国は、個人データの第三国への移転は、原則として、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限り行うことができることを定めなければならないとされている。」(VII(1)エ)との現状を踏まえて、「OECD、APEC、EU 等で進められている取組を踏まえ、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の個人

1 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

2 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

3 理化学研究所革新知能統合研究センター (AIP)
RIKEN AIP

a EU データ保護指令においては「十分性認定」と呼称されることが多く、他方、欧州一般データ保護規則 (GDPR) においては「十分性決定」と訳されることが比較的多いようである。厳密には、GDPR 適用 (2018 年 5 月 25 日) 以前になされるのはデータ保護指令上の手続であるが、ここでは GDPR 全面適用の前後を問わず「十分性決定」としておく。

情報保護制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。」(Ⅶ(3)イ) との内容が取り込まれた。OECD や APEC は我が国が加盟国(加盟エコノミー)であるので、「国際的な協調」を図ることはある意味当然であり、ここで十分性決定の制度を明示しつつ我が国が構成国ではない「EU」が名指しされたことは、この段階で十分性決定が意識はされていたことを示すものといえる。

2.2 「個人情報の保護に関する基本方針」平成 20 年 4 月 25 日一部変更

国民生活審議会の取りまとめを受けて、平成 20 年 4 月 25 日、「個人情報の保護に関する基本方針」(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」又は単に「法」という。)7 条)が一部変更され(閣議決定)[2]、「法のルール及び基本方針に基づいて個人情報保護の取組を推進するに当たっては、OECD をはじめとして、アジア太平洋経済協力(APEC)、欧州連合(EU)等様々な場で進められている国際的な取組を踏まえ、プライバシー保護に関する越境執行協力等、国際的な協調を図っていくとともに、併せて我が国の法制度についても国際的な理解を求めていくことが重要である。」(1(3))とされた。「OECD をはじめとして」とされ、OECD、APEC、EU が並列で記載されていた国民生活審議会取りまとめからは若干の書き振りの変遷が見られるが、なおも「EU」が名指しされており、十分性決定を意識している状況は変わらない。もっとも、この時点では「正面から十分性認定に向き合うことをしてこなかった」([3]p.163)ものといえよう。

2.3 「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成 25 年 12 月 20 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

前述の基本方針の一部変更、法所管の内閣府から消費者庁への変更を経つつも、個人情報保護法は本格的な改正をせずに来たが、平成 25 年 6 月 14 日には、「パーソナルデータに関する検討会の開催について」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定)に基づき、「パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行うため」、パーソナルデータに関する検討会が設置された。平成 25 年 12 月 20 日には、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」が IT 戦略本部決定され、そこでは、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨」(Ⅰ)において「企業活動がグローバル化する中、情報通信技術の普及により、クラウドサービス等国境を越えた情報の流通が極めて容易になってきている。国内に世界中のデータが集積し得る事業環境の整備を進めるためにも、海外における情報の利用・流通とプライバシー保護の双方を確保するための取組に配慮し、制度の国際的な調和を図る必要がある(EU:「データ保護規則」提案、米

国:「消費者プライバシー権利章典」公表、OECD:「OECD プライバシーガイドライン」改正等)」との認識が述べられた上で、「プライバシーに配慮したパーソナルデータの利活用は、グローバルに対処すべき課題であり、我が国の事業者がグローバルに適切なパーソナルデータの共有、移転等を行えるようにするため、諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえた国際的に調和の取れた制度を検討するとともに、他国へのデータ移転の際の確実な保護対策等について検討する。」(Ⅱ・3)とされた。「我が国の事業者がグローバルに適切なパーソナルデータの共有、移転等を行えるようにする」として、十分性決定をいわば前提とした記述を含むこととなった。これに関連して、「制度見直し方針」後の最初の検討会(第 6 回)では、新保文生委員より、事務局に対して、「…今回の検討というのは、いわゆる現在行っている TPP などの交渉などを初めとする政府による交渉によってデータ移転を可能にするということも検討するのではなく、あくまで十分性の基準をクリアするための法整備における課題を今回は検討する、そちらに集中するという理解でよいか。」との問いかけがあり、事務局からは、「委員のご発言のとおり、幾つか論点があると思うが、それについて対応できるような法制的整備を目指したいと考えている。」として、十分性決定への対応を視野に入れていることが明確にされた。

2.4 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(平成 26 年 6 月 24 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

制度見直し方針後もパーソナルデータに関する検討会で引き続き法改正に関する議論が行われ、「企業活動がグローバル化し、我が国の企業が他国の企業との間でパーソナルデータを共有し、又は相互に移転させる必要性も生じている。このような共有や移転を可能とするためには、諸外国における個人情報及びプライバシーの保護に関する議論や法整備の進展状況も踏まえ、国際的に調和のとれた信頼性のある制度を整備することが必要である。」(第 2・Ⅰ・2(4))とされた。「相互に」との表現が用いられており、十分性決定とともに、後の法 24 条の同等性認定(「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める」)を意識したものと解釈することも可能であろう。

2.5 平成 27 年法律第 65 号による改正

制度改正大綱を踏まえて、個人情報保護法は改正された(「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 65 号)による改正)。本改正では、要配慮個人情報概念の導入(法 2 条 3 項)、上

述の同等性認定・越境移転制限（法 24 条），いわゆる 5000 件要件の削除等が，十分に性決定に対応する趣旨を含んだ条項であるといえる（平成 27 年改正法の政令及び規則未制定時点での十分に性決定へのあてはめについては[3]p.169 以下で既に試みた）．さらに，後述する，個人情報保護委員会設置後の欧州委員会との対話に鑑みるに，個人情報保護委員会が（特定個人情報保護委員会を改組して）設置されたこと及び，「所掌事務に係る国際協力に関すること」（法 61 条 8 号）を所掌事務とした点が強調されるべきであろう．筆者（板倉）は，[3]においては，「委員会ができるのは『国際協力』であって交渉ではないし，委員会は政府そのものではない．政府，具体的には外交を司る外務省や，通商を司る経済産業省において，どのように交渉を進めていくか，どのように個人情報保護委員会が関わっていくか，を先に決める必要がある．」との見通しを示していたが，結論としては，個人情報保護委員会は「国際協力」を最大限活かして，事実上，十分に性決定に連なる「対話」を進めてきたように思われる．

3. 個人情報保護委員会設置後の欧州委員会との対話

3.1 個人情報保護委員会の設置と活動の開始

平成 27 年法律第 65 号は二段階に分けて施行された．一段回目（平成 28 年 1 月 1 日施行）では，特定個人情報保護委員会が個人情報保護委員会に改組されるものの，消費者庁が有していた権限部分のみが移管され，二段階目（平成 29 年 5 月 30 日施行）で，主務大臣が有していた監督・執行権限が個人情報保護委員会に集中することとなった．事業者としては，監督・執行権限の移管が最も事業に影響するため，二段階目の施行に関心が集中したが，欧州委員会との対話を考察するにあたっては，一段回目の施行も重要である．なぜなら，この段階で個人情報保護委員会には「所掌事務に係る国際協力に関すること．」という所掌事務が与えられ，対外的にも個人情報保護を所管する機関としての活動が可能となったからである．実際に，平成 28 年 4 月 22 日には，欧州委員会司法総局と個人情報保護委員会事務局との協力対話が行われ，「日・EU がそれぞれの個人データの保護制度についての理解を更に深め，より一層の協力を進めていくことで一致」したとされている[4]．個人情報保護委員会のウェブサイトで公表されている限りにおいて，この協力対話は欧州委員会と個人情報保護委員会の初の正式な対話であり，特定個人情報保護委員会から個人情報保護委員会への改組は直ちに欧州委員会の対応に影響を与えたものと思われる．

3.2 「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」（平成 28 年 7 月 29 日個人情報保護委員会決

定）

平成 28 年 7 月 29 日には，個人情報保護委員会は「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」を決定した．そこでは，「個人情報保護委員会において，個人情報の保護を図りつつ，その円滑な越境移転を図るため諸外国との協調を進めることとし，当面，これまでに一定の対話を行ってきている米国，EU（英国の EU 離脱の影響についてその動向を注視．）については，相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する．」とされ，「相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築」との文言が用いられた．「大綱」に引き続き「相互」性が重視されているとともに，十分に性決定について明言していないことが特徴であるといえる．

3.3 「国際的な取組について」（平成 28 年 11 月 8 日個人情報保護委員会決定）

更に，個人情報保護委員会は平成 28 年 11 月 8 日には，「国際的な取組について」を決定し，「日 EU 間で個人データの保護を図りながら越境移転を促進することが重要であることを強調し，その目標に向かって，日 EU 間で協力対話を続けていくことで一致している．」とした上で，「引き続き，グローバルな個人データ移転の枠組みとの連携も視野に置きつつ，以下の点を踏まえた議論を推進する．

- ・日 EU 間での個人データ移転は，改正個人情報保護法（独立機関である個人情報保護委員会の設置など）を前提として相互の個人データ流通が可能となる枠組みを想定するものとする．

- ・また，EU においては，本年採択された EU 一般データ保護規則（GDPR）が平成 30 年 5 月に適用されることから，その運用に向けた動きも注視していく必要がある．」と整理された．十分に性決定との関係では，基本的には平成 28 年 7 月 29 日決定の確認であるといえる．

3.4 COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL “Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World”（2017 年 1 月 10 日）

平成 29（2017）年 1 月 10 日には，欧州委員会から，“Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World”と題するコミュニケーションが公表された．ここでは，“Based on these considerations, the Commission will actively engage with key trading partners in East and South-East Asia, starting from Japan and Korea in 2017, and, depending on progress towards the modernisation of its data protection laws, with India, but also with countries in Latin America, in particular Mercosur, and the European neighbourhood which have expressed an interest in obtaining an “adequacy finding”.”，“Prioritise discussions on possible adequacy decisions with key

trading partners in East and South-East Asia, starting from Japan and Korea in 2017, but also considering other strategic partners such as India, and with countries in Latin America, in particular Mercosur, and the European neighbourhood.”, “Based on the strategic approach presented in this Communication, the Commission will actively engage with key third countries to explore the possibility to adopt adequacy findings, starting with Japan and Korea in 2017, with a view to fostering regulatory convergence towards the EU standards and facilitating trade relations.”として平成 29 年（2017 年）中に十分性決定を検討する対象として日本が韓国と並んで名指しで言及された。欧州委員会からの日本に対する十分性決定が現実味を帯びていることが一般国民にも把握されたものである。

3.5 個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバ委員との協力対話及び世耕弘成経済産業大臣、太田直樹総務大臣補佐官、熊澤春陽個人情報保護委員会委員、アンドルス・アンシブ欧州委員会副委員長、ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成 29（2017）年 3 月 20 日）

平成 29（2017）年 3 月 20 日には個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロバ委員は、日 EU 間の個人データ移転についてハノーバーで協力対話を行ったところ、概要は以下の通りである。

1. 経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人データを含む大量のデータの国境を越えた流通が増大している。こうした中、日 EU 間については、両者は重要なパートナーであることから、互いの経済の一層の発展を図るためにも、ハイレベルな保護を図りながら相互の円滑な個人データの流通を確保することが非常に重要であり、これは日欧のステークホルダーからも強い要望があるところである。消費者の信頼のための重要な要因として、我々の共通の構想である強固なプライバシー基準がデータエコノミーのより一層の進展にどう寄与し得るかということを国際的なレベルにおいても推進していきたい。

2. いままで、日本においては、2016 年 7 月 29 日に個人情報保護委員会が決定した、「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」において「EU…（中略）…については、相互の円滑なデータ移転を図る枠組みの構築を視野に定期会合を立ち上げる方向で調整する」とし取り組んできた。

一方、EU においては、2017 年 1 月 10 日に欧州委員会が発表した政策文書である「グローバル化する世界における個人データの交換と保護」において、2017 年は、日本を始めとする重要な貿易相手国と、十分性を見いだす手法を用い

る検討を含めて積極的に連携することとしている。

この政策文書において、十分性を見いだす手法に関する議論は、EU 一般データ保護規則の適用開始を考慮に入れて EU データ保護法制に関する情報を提供することを含む双方向の対話であるとしている。このように、日本と EU は、相互の円滑な個人データ流通の実現という同じ目標を共有している。

また、昨年来、この目標に向けて、互いの個人情報保護制度に関する理解を深めるため、司法総局と個人情報保護委員会事務局との間で精力的に協力対話を実施してきたところである。

3. 今後もこの協力対話を強化し、欧州委員会委員と個人情報保護委員会委員の間でさらなる対話を行うこと等を通じて、相互の円滑な個人データ流通の実現のための具体的な方策についての合意形成を図っていくことに合意した。

また、熊澤委員は、欧州委員会アンシブ副委員長、同ヨウロバ委員、世耕経済産業大臣、太田総務大臣補佐官とデータエコノミーに関する協力を進展させることを目的とした会談も行い、共同プレス・ステートメントを公表している。その中では、以下の内容が含まれた。

1. 高水準のデータ保護の推進及びデータの自由な流通の促進

会合の参加者は、基本的な権利として、また、データ・エコノミーにおける消費者の信頼の重要な要素として、個人データのハイレベルなプライバシー及びセキュリティを確保することの重要性を再確認した。

会合の参加者は、双方のプライバシー法制に係る最近の改正は、適切な保護レベルを見いだすこと等を通じて、相互の円滑なデータ移転をより促進するための新しい機会を提供するものであることを認めた。

会合の参加者は、これらの共通の目的に係る議論を推し進めることが重要であると考えている。

3.6 日 EU 首脳会談（平成 29 年 3 月 21 日）

平成 29（2017）年 3 月 20 日の協力対話及び共同プレス・ステートメントに続き、同月 21 日には安倍晋三内閣総理大臣とトゥスク欧州理事会議長（H.E. Mr. Donald Tusk, President of the European Council）及びユンカー欧州委員長（H.E. Mr. Jean-Claude JUNCKER, President of the European Commission）との間で日 EU 首脳会談が行われ、安倍総理

から、「個人データの越境移転につき対話が進展していることを歓迎するとともに、個人情報保護を適切に保護しつつ、相互の円滑な枠組みの早急な整備に向け対話を加速したいと述べ」たとされている。

個人情報保護委員会には「外交」権限はなく、ここに至るまで「国際協力」権限を背景に協力対話を進めてきたものと考えられるが、政府としては内閣総理大臣が直接述べるという形で「外交」を進めたのである。

3.7 個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロパ一委員との協力対話及び熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロパ一欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成 29（2017）年 7 月 3 日）

平成 29（2017）年 7 月 3 日には、ブリュッセルにて、再度、個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロパ一委員による協力対話が行われ、「日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みとは、相互に、双方の個人情報保護制度の保護水準が十分であることを認める相互認証であり、来年の早い時期に成果を出すことを目標にお互い努力していくことについて確認」した。ここでついに、協力対話の結論は、欧州委員会からの十分性決定と、日本から欧州に対する同等性認定であることが明言されたのである。

更に、共同プレス・ステートメントでは、「両者は、日本及び EU のデータ保護の制度に関する相互の理解をより一層深めてきた、個人情報保護委員会事務局と欧州委員会司法総局による過去数か月間の作業を歓迎した。同作業に基づき、両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。」

「以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018 年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。」とし、「双方が十分な保護レベルを同時に見出す」ことが明示された他、「2018 年の早い時期」との時期が示された。欧州委員会からの十分性決定については平成 29（2017）年中に検討するとの意向が示されていたが、少し後ろ倒しになり、平成 30（2018 年）の「早い時期」という目標が示されたのである（もっとも、この段階では「努力を強化することを決意」として、結論自体は曖昧になっている）。

3.8 「日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転について」（平成 29 年 7 月 4 日個人情報保護委員会決定）

前日の共同対話及び共同プレス・ステートメントを受けて、個人情報保護委員会は 3.8 「日 EU 間の相互の円滑な

個人データ移転について」を決定し、この中では、「この会談を踏まえ、個人情報保護委員会としては、今後、欧州委員会の日本に対する十分性認定に係る作業の進捗に併せて、来年前半を目標に個人情報保護法第 24 条に基づく EU 加盟国の指定を行う可能性を視野に、本年 6 月 16 日に個人情報保護委員会において決定した「個人情報保護法第 24 条に係る委員会規則の方向性について」に基づき、今後委員会規則の改正手続を進めていくこととする。」「また、EU 加盟国については、EU の個人情報保護制度のみならず、その制度の遵守態勢、執行態勢並びに相互の理解、連携及び協力の可能性等について確認していく必要があることから、引き続き、情報収集・調査を行うとともに EU 加盟国の各データ保護機関等との対話を引き続き精力的に行っていくこととする。」とした。ここでは、日本側で EU を同等性認定するために必要な手続が述べられているのみであり、十分性決定についての積極的な対応は述べられていない。これは、あくまで、欧州委員会からの十分性決定についても、日本からの同等性認定についても、それぞれの国家が一方的に（しかし、これまでの流れから、相互に、）行う手続であって、主従または優先関係を示すことを慎重に避けたものであろう。

3.9 COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS “Commission Work Programme 2018 An agenda for a more united, stronger and more democratic Europe”(2017 年 10 月 24 日)

平成 29（2017）年 10 月 24 日の、欧州委員会の 2018 年行動計画においては、“The Commission will finalise its guidance on the way forward on data retention. In early 2018, the Commission also aims to adopt a decision on data adequacy for Japan to ensure the free flow of personal data between the EU and Japan as an integral part of our strengthened economic partnership.”として、日本のみを挙げて、「2018 年初頭」には十分性決定を行う予定であることが述べられた。平成 29（2017）年 1 月 10 日のコミュニケーションでは日本及び韓国とされていたところ、日本のみとなっているのは、個人情報保護委員会の協力対話が功を奏して、優先順位が上がったものと考えてよいのではないか。

3.10 個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロパ一委員との会談及び熊澤春陽個人情報保護委員会委員、ベラ・ヨウロパ一欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成 29（2017）年 12 月 14 日）

平成 29 年 12 月 14 日には東京にて、個人情報保護委員会熊澤委員と欧州委員会ヨウロパ一委員との会談が行われ、

日 EU 間の個人データ移転について、「双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策について確認するとともに、今後、その詳細について作業すること、また、2018 年第一四半期に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致したとされた。また、両名の共同プレス・ステートメントにおいて、「相互に十分性を見出すことを、2018 年のできるだけ早い時期に達成するための作業を加速させることを目指して、2017 年 12 月 14 日に東京で建設的な会談を行った。」「両者は、この目的の重要性を、特に最近の日 EU 経済連携協定 (EPA) の交渉妥結の観点から再確認した。個人データの自由な流通を確保することにより、十分性を同時に見出すことは、基本的なプライバシーの権利の保護を強化しながら、日 EU・EPA の便益を補完し拡大することができる。これは日 EU 間の戦略的なパートナーシップにも貢献する。」「両者は、過去数か月の大きな進展を評価するとともに、双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策を探った。両者は、次の段階へ進み、解決策の詳細について作業すること、また、議論のペースを加速させることに合意した。」「これを念頭に置きつつ、次のハイレベル会談については、議論を完結させることを目指し、2018 年初めにブリュッセルで開催することとする。」とされた。

平成 30 (2018) 年第 1 四半期という目標は、平成 30 年 5 月 25 日に GDPR が全面適用されることから適切な設定であろう。現在、十分性決定の手続は EU データ保護指令下で進めていると考えられるが、データ保護指令にも GDPR にも、十分性決定を求めるための請求や、その受理等、手続の詳細については規定がないため、決定にまで至らなければそもそも GDPR への経過規定にも該当することができない (決定に至った場合には GDPR45 条 9 項により GDPR 上も有効な決定として扱われる)。日本としても、欧州委員会としても、平成 30 年 5 月 25 日は絶対的な期限である。

4. 十分性決定後に予想される事態

以上の公表文書を素直に読む限り、日本の十分性決定は平成 30 年第 1 四半期までになされるように思われ、その場合、現在、標準契約約款 (SCC) の締結やデータ保護指令上の同意に費やしている事業者のコストは消滅することから、我が国にとっては望ましい事態である。標準契約約款は基本的に変更の余地がなく、記載するだけだとはいえ、国によっては届出義務がある場合もあるし、どの範囲で締結するかなどの検討にはリーガルコストが避け得ない。越境移転を同意によって処理しようとする場合も同様である。十分性決定によって、日本への移転に特別な方策が必要なくなるということは基本的に好ましいことである。

他方で、日本が十分性決定されるとして、幾つかの予想される事態が存在する。

一つは、十分性決定の範囲が民間法に限られるというものである。これは相当程度の確度であろう。何故なら、これまでの公表文書では公的機関の法律である行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法を所管する総務省が一切の姿を見せていないし、個人情報保護委員会が所管するマイナンバー法 (番号利用法) についても、何らかの意見が交わされた様子がないからである。そうすると、PNR (航空機搭乗者情報) の税関や入管への提供については別途の十分性決定が必要になる。これは、米国やカナダ、オーストラリアと同様の状況になるということである。

次に、日本が求められる「相互」の認証はどの範囲かという問題である。いうまでもなく、欧州委員会そのものを法 24 条に基づいて同等性認定したとしても、日 EU 間のデータ移転は十分ではなく、欧州連合の加盟各国を個別に同等性認定する必要がある (なお、同等性認定国を定めるための、法 24 条に基づく個人情報保護法施行規則の改正については「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (案)」に関する意見募集について」として意見公募手続に掛けられ、平成 30 年 1 月 5 日に募集を終了している)。しかしながら、欧州連合加盟国のすべてがフランスやドイツのような厳格な監督・執行体制を備えられているわけではなく、GDPR が適用されるからといって安易にすべて同等性認定してよいのかについては検討の余地がある。日本の十分性決定を得るため、「相互」に 30 か国を認定しなければならないとすれば、それは公平なのか、日本の個人情報の本人の権利利益の観点から適切なかが検討されなければならない。

さらに、同等性認定は訴訟によって無効を主張されることがある。記憶に新しいのは欧米セーフハーバーへの十分性決定が無効となった欧州司法裁判所の Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner (Case C-362/14) (2015 年 10 月 5 日) であり、欧州委員会と米国商務省は同判例を前提に「プライバシー・シールド」を構築するための再交渉を強いられた。同判例は十分性の判断に際して、指令及び欧州基本権憲章の観点から欧州のデータ保護制度と “essentially equivalent” (実質的に同等) であることを求めており、「法令改正を行わない形での解決策」で妥結しようとしている日本が、この要件を突破できるのかが注目されることになるし、遠からず問題視されることが予想されるのであれば、今から欧州司法裁判所での紛争を念頭に置いて準備する必要がある。

十分性決定はこれが成るとすれば日本の個人情報保護制度上も歴史的な出来事であるが、実務的には「その後」を見据えた準備が必要である。まずは朗報が待ち望まれるが、29 条作業部会の意見を経つつも、欧州委員会という本丸との「協力対話」で獲得する以上、欧州市民からは「迂

回路」による十分性決定の獲得とみられる可能性がある。
個人データ保護のもう一つの砦である欧州司法裁判所での
検証に耐えるだけの理論的検討が求められよう。

参考文献

- [1] http://www.cao.go.jp/consumer/doc/100805_shiryoku2-3.pdf (2018
年1月24日閲覧，以下同じ)。
- [2] <http://www.pref.kyoto.jp/joho-kojin/kojinhoujin.html>
- [3] 板倉陽一郎「平成27年改正個人情報保護法と欧州委員会十分
性認定の距離」情報ネットワーク・ローレビュー14巻（2016年）
156-183頁。
- [4]
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/20160427/>
その他，本文中に引用した公表文書。